ホテルニューオータニ長岡 施設利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくこと及びホテルの公共性を保持することを目的として、次のとおり施設利用規則を定めております。本規則を遵守いただけない場合は、当ホテルのご利用をお断りするとともに、これに起因して当ホテルが損害を被った場合は、その損害を補償していただきますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

１．適用範囲

当ホテルの宿泊施設、宴会施設、レストラン、バー、クローク、ロビー、テナント店舗、車寄せ、駐車場、ホテルの敷地等全施設（以下、「当ホテル諸施設」と称する。）の利用者に適用させていただきます。ただし、宿泊約款、宴会催事・婚礼規約、オンライン(インターネット)予約システム利用規約等の規定と本規則の規定との間に解釈上の不一致または相違があるときは、全て宿泊約款その他規則規約等の規定を優先いたします。

２．防災・防犯・安全に関すること

（１）法律により、当ホテルが指定した喫煙専用室及び喫煙客室以外での喫煙は禁止されております。喫煙により禁煙箇所が損害を被った場合は損害を補償していただきます。なお、ここでいう喫煙とは、紙巻きたばこ及び葉巻たばこ並びにパイプやキセル等を用いた喫煙に限らず、電子たばこ等の火気を用いない器具による喫煙行為を含み、ニコチンやタールの有無は問いません。

（２）緊急事態或いはやむを得ない事情が発生しない限り、従業員エリア・非常階段・屋上・機械室等には立ち入らないでください。

（３）当ホテル諸施設で火事、地震、停電等が発生した際は、最寄りのホテルスタッフ及び館内放送の指示に従ってください。

（４）体調がすぐれないときは、お近くのホテルスタッフ又はフロントまでお申し出ください。

（５）当ホテル諸施設で不審者・不審物を見かけましたら、お近くのホテルスタッフ又はフロントまでお申し出ください。

（６）防犯上並びに施設の安全管理上、玄関・出入口、ロビー等に防犯カメラを設置しております。

３．貴重品、預かり品、忘れ物等に関すること

（１）現金、貴重品等は、フロントの貴重品預りへお預けください。それ以外の当ホテル諸施設における紛失・盗難につきましては、その責任を負いかねます。なお、

フロントの貴重品預りのご利用は当ホテル諸施設の利用期間内に限らせていただきます。

（２）クローク及び荷物等保管施設では、次に掲げる期間を限度としてお預かりし、期間内にお引取りがないものは、当ホテルで処理をさせていただきます。なお、美術品・骨董品等のお預かりはお断りいたします。

①クロークでのお預かり物　1ヵ月

②その他の荷物等保管施設でのお預かり物　3ヵ月

（３）お忘れ物、遺失物等につきましては、原則として所有者からの照会の連絡をお待ちし、その指示を求めるものとします。なお、所有者から指示が得られない場合は、法令等に基づいて所定の処理をさせていただきます。

４．宿泊のご利用に関すること

（１）客室

①客室のご予約、ご利用等につきましては、別に定める「宿泊約款」のご利用条件をよくお読みいただき、ご同意の上で宿泊予約(宿泊契約)をお申し込みくださいますようお願いいたします。万一ご同意いただけない場合は、誠に申し訳ございませんが、お申し込みはご遠慮ください。宿泊約款等にご同意いただかないまま宿泊予約をお申し込みになった場合は、宿泊約款及び関連規則に定める条件(取消料規定含む。)全てにご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。なお、宿泊約款等につきましては、当ホテル公式サイトをご覧ください。

②ノンスモーキングルーム(禁煙客室)における喫煙、又はスモーキングルーム(喫煙客室)のベッド上の喫煙は固くお断りいたします。禁煙客室での喫煙が判明した場合は、室内の洗浄費用及び販売休止期間の営業補償を請求いたします。

③非常時（火災・地震・停電等）の対応につきましては、客室に備え付けのご案内をご確認ください。

④客室の鍵は、チェックアウト時に必ずフロントにご返却ください。紛失等によりご返却にならない場合は、鍵の交換に要する実費をご負担いいただくことがございます。

⑤防犯上、客室への来訪者はドアスコープ等でご確認ください。不審者と思われる場合は、フロントまでご連絡ください。

⑥お客様の安全確保及び施設保全のため、ホテルスタッフによる定期又は臨時で客室点検を実施しております。客室ドアに「Do Not Disturb.－ 部屋に入らないでください。」の意思をご表示になっている場合であっても、チェックアウト時間を過ぎている場合や安否確認の電話を入れても応答がない場合などは、お客様の承諾なしに室内の点検を行うことがあります。

⑦宿泊登録者以外の方のご宿泊は固くお断りいたします。また、午後１０時以降は

室内での訪問客との面会はご遠慮ください。

⑧保護者の許可のない未成年者のみのご宿泊はお断りいたします。

⑨長期の宿泊契約を以って賃借権・居住権等、借地借家法その他居住に関連する法律上の権利が発生するものではありません。従いまして、ご滞在の証明が必要になったお客様には「居住証明書」ではなく、「宿泊証明書」を発行いたします。

⑩環境保全のため、節電・節水にご協力いただきありがとうございます。シーツ・タオル・備品の交換、清掃等がご不要の場合は、その旨お申し付けください。

（２）お支払い

①お会計は、原則としてご到着時にフロントでお願いいたします。また、ご滞在期間の途中でご利用代金の精算をお願いした場合は、その都度お支払いください。なお、当ホテルが支払いを求めても支払いがなされない場合、或いは支払能力に問題があることが判明した場合は、その時点で客室の明け渡しを求めるとともに関係機関へ通報いたします。

②ご到着時にご利用になるクレジットカードを確認させていただくか、ご滞在期間に相当するお預り金(前受金)を申し受ける場合があります。

③ご利用代金のお支払いは、日本の現金通貨、又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、電子口座決済システム(キャッシュレス決済)によるものといたします。なお、手形及び旅行用以外の小切手のご利用はお断りいたします。

④ご滞在期間の延長をご希望の場合は、それまでのご利用代金をお支払いになることを前提にご希望をお受けいたします。また、予約された滞在期間が 7 日間を超える場合は、原則として 7 日間毎にご利用代金を精算させていただきます。

⑤ご宿泊者以外の方が事前に料金をお支払いになるとの前提の下で、定められた期日までにお支払いがない場合は、料金はご宿泊者ご本人にお支払いいただきます。

⑥宅配便等運賃、タクシー料金、切符代、郵便切手代、お買物代、関税のお立替はお断りいたします。

⑦客室の電話機をご利用の際は、通話料のほか施設利用料(30%)が加算されます。(室内 Wi-Fi 利用は無料)

（３）宿泊予約(宿泊契約)の取り消し

お客様の責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当ホテルは宿泊約款別表第 2 に掲げるところにより違約金(取消料)を申し受けます。ただし、当ホテルがお客様に対して支払期日を指定して前金(申込金)の支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除した場合を除きます。

５．レストラン・バーのご利用に関すること

（１）混雑等によりご利用いただけない場合、又はメニューの変更や提供を休止する場

合がございます。

（２）食品アレルギーの対応につきましては、ご利用になる５日前までに担当者あてご相談ください。なお、お客様のご希望に基づいて可能な限りアレルゲンの除去に努めますが、調理設備等の機能上、食材等からアレルゲンを完全に除去することを保証するものではありません。ご利用の是非につきましては、お客様の最終的なご判断をお願いいたします。

（３）お支払い

①お支払いは、各店舗の会計でお願いいたします。

②レストラン、バー等のご利用代金を「署名による部屋付け」をご希望の場合は、客室の鍵又はご宿泊確認書を会計に提示のうえで、会計伝票にご署名をお願いいたします。ただし、ご利用金額・店舗等によりお部屋付をお受けできない場合があります。ご利用代金はその場でお支払いください。

（４）レストラン・バー予約(飲食提供契約)の違約金(取消料)

お客様が自らの責めに帰すべき事由によりレストラン・バーの予約(飲食提供契約)、又はお持ち帰り商品の予約を解除した場合は、当ホテルは次に定める違約金(取消料)を申し受けます。なお、取消時点でお料理が未定であった場合、お一人様 5,000 円を取消料の対象とさせていただきます。

ご利用までの日数	取　消　料　率
5 日前	30%
4 日前～前日	50%
当日・無連絡取消(ノーショー)	100%

６．宴会場等のご利用に関すること

（１）宴会場等のご予約、ご利用等につきましては、別に定める「宴会催事・婚礼規約」のご利用条件をよくお読みいただき、ご同意の上で会場予約(宴会催事・婚礼等に関する契約)をお申し込みいただきますようお願いいたします。万一ご同意いただけない場合は、誠に申し訳ございませんが、お申し込みはご遠慮ください。なお、「宴会催事・婚礼規約」等にご同意いただかないままお申し込みになった場合は、「宴会催事・婚礼規約」及び関連規則に定める条件(取消料規定含む。)全てにご同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。なお、宴会催事・婚礼規約等につきましては、当ホテル公式サイトをご覧ください。

（２）食品アレルギーの対応につきましては、ご利用申し込みの際に担当者までご相談ください。なお、お客様のご希望に基づいて可能な限りアレルゲンの除去に努めますが、調理設備等の機能上、食材等からアレルゲンを完全に除去することを保証するものではありません。ご利用の是非につきましては、お客様の最終的なご

判断をお願いいたします。

７．車両の運転及び駐車場の利用に関すること

当ホテル諸施設及び駐車場構内での車両の運転は原則として徐行とし、次に掲げる事項に同意いただいた上で遵守くださいますようお願いいたします。

（１）ご入場の際は、入口の駐車券発行機から発行される駐車券を受け取り、その後ゲートバーが開いてから入場し、空いている駐車区画に車両をお入れください。

（２）ご宿泊者の駐車料金は、フロントで一泊毎に所定の料金を部屋付けさせていただきます。また、レストラン・宴会婚礼をご利用の場合は、ご利用先に応じた駐車料金の割引を用意しておりますので、その旨係員にお申し付けください。ただし、ご利用内容が要件を満たさない場合は、割引の対象外になります。

（３）NC ホール(劇場)で開催される会議・集会等にご参加の場合、駐車料金の割引はございません。

（４）ご出場の際は、出口の駐車料精算機に駐車券、又は駐車券・割引券の両方を差し込み、料金をご精算ください。その後ゲートバーが開いてからご出場が可能になります。ただし、ご宿泊のお客様の車両については、既にフロントで駐車券の宿泊認証が済んでいますので、駐車券を精算機に差し込み、ゲートバーが開いた後、そのままご出場が可能です。

（５）ご宿泊中の駐車場のご利用は一室一台までとし、1 泊又は 2 泊以上の連泊にかかわらず、ご到着日の午後２：００よりご出発日の午前１１：００までご利用いただけます。一泊毎に所定の駐車料金を申し受けます。

（６）ご滞在期間(連泊)の途中で車両を出場する場合は、あらかじめフロントで駐車券に宿泊認証を受けてください。

（７）宿泊のお客様が出発日にチェックアウトした後、駐車場を再利用(再入場)した場合は、別途所定の駐車料金を申し受けます。

（８）駐車場の利用者が他の利用者等第三者の行為又は駐車場内の車両又は付属物若しくは積載物に起因して発生した損害、次に掲げる損害等に対して当ホテルは責任を負いません。当事者間で処理されるようお願いいたします。

①駐車場内における車両同士の接触、衝突事故による損害

②駐車中の車両とその積載物・取付物、及び車内に留置した貴重品その他の物品の盗難に起因する損害(自動車盗、部品盗、車上狙い)

③自然災害(台風・風水害・降雹・雪害・地震・噴火・落雷等)、火災、爆発、大規模障害、感染症の蔓延その他不可抗力による損害

④駐車車両への自然物の落下・飛来等による損害

⑤当ホテルの管理の及ばない原因により車両の出場が不能になったことに起因す

る損害、駐車場内における歩行者の怪我及びその他の損害

（９）駐車場内で発生した事故については、それが人身であるか物損であるかを問わず、警察へ通報いたします。

(10) 駐車中の車内にお子様や高齢者を残したまま放置しないでください。

(11) 駐車中の車内にペット動物等を留置しないでください。

(12) 車載オーディオ機器による大音響、夜間の大きな話声、アイドリング音等、近隣の迷惑になる行為はしないでください。

(13) 車中での飲酒、宿泊、賭け事や洗車等、他の利用者の迷惑になる行為はしないでください。

※詳しくは別に定める駐車場利用規則をご確認ください。

８．禁止事項

利用者が次の各号の一に該当することが判明した場合は、予約成立後(申し込み後)、或いは利用開始後であっても、当ホテルはその時点で当該契約(申し込み)を解除(破棄)し、以降のご利用をお断りいたします。なお、当該契約(申し込み)の解除にともない契約上の全額を違約金として請求する場合があります。また、トラブル防止のため関係機関へ通報・相談することがあります。

（１）反社会的勢力等よる利用

①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員、暴力団準構成員

②「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」(平成１１年法律第１３６号)に規定する犯罪行為を行ったとき、又は行うおそれがあるとき。

③暴力団関係者及びその関係者が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者

④ニューオータニグループの各事業所で定めた反社会的勢力(以下､「反社会的勢力」といいます。)及び反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他団体及びその関係者

（２）法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為

①暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的な言動及びこれに類する行為

②賭博行為、又は風紀を乱すような行為

③心神耗弱等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険を及ぼしたり、恐怖心や不安感を煽るおそれがある者

④睡眠薬その他の薬物の使用により、他のお客様やホテルに迷惑をかける行為

⑤暴力的な要求行為、合理的な範囲を超える要求行為

⑥権利の行使を妨害し義務なきことを強制すること。

⑦偽計（風説流布、欺罔誘惑行為等を含む）若しくは威力（暴言暴力行為等を含む）を用いて業務を妨害する行為

⑧他のお客様に不快感を与えるような大声、放歌、喧騒行為、又は著しく不潔な身体、服装等。

⑨タトゥー(刺青)をされている方のご利用は原則としてお断りいたします。ただし、宗教、民族固有の文化を背景とするタトゥー、又はファッションタトゥーであると認められる場合は、カバーする衣類等を身に付けていただくなど他のお客様への配慮をお願いする場合があります。

⑩当ホテルの許可なく飲食物を持ち込むこと及び外部から出前等をとること。また、当ホテル諸施設を当ホテルの許可なく宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。

⑪浴衣、パジャマ、下着、スリッパのままで、廊下やロビーを出歩いたり、レストラン等に入ること。

⑫犬、猫、小鳥等のペット類や動物全般を持ち込むこと。ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬などの補助犬を除く。

⑬発火又は引火しやすい火薬・揮発油類、危険性のある製品、異臭・悪臭を発する物、許可証のない銃砲、刀剣類その他法令で所持を禁じられている物品等を持ち込むこと。

⑭当ホテルの施設、備品、什器等を破損又は損傷したり、当ホテルの許可なく他の場所へ移動又は外部へ持ち出す行為。

⑮当ホテルの許可なく、広告宣伝物の配布・掲示、所持品の放置、物品の販売、勧誘、宴席等の開催、撮影、営業行為、ビラ等の配布、プラカード・ゼッケン・ハチ巻・横断幕等による示威行為及びそれ等の持込み、署名活動・政治活動等を行うこと。

⑯当ホテル諸施設に他のお客様の不安感を煽るなどの風貌、風体で来場すること、又は街頭宣伝車や改造車両等を施設構内に駐停車すること。

⑰当ホテル諸施設の名称・住所の印刷や、建物・動産の全体あるいは一部の画像又は動画、その他商標・意匠等、当ホテルが所有する権利を許可なく使用すること。

⑱当ホテルの建築物や諸設備に傷や異物をつける等、現状に変更を加えること。

⑲その他当ホテルが不適当と判断する行為を行うこと。

９．ニューオータニホテルズの顧客組織の会員に関すること

ニューオータニホテルズが組織するニューオータニクラブ又は各ホテルが独自に組織する会員制度の会員が、当ホテル又は他のグループホテルを利用するに際して、会員規約又は本規則に違反した事実が判明した場合、会員規約に基づき会員資格を取り消した上で、以後のご利用をお断りいたします。

１０．その他

（１）客室室料、ご飲食料金及び会場室料には、サービス料１０％及び税金を別途加算させていただきます。なお、従業員への心づけはご辞退申し上げます。

（２）お客様の責に帰すべき事由により、当ホテルの施設、家具、什器、備品、その他の物品等が破損又は損傷、紛失、あるいは汚損された場合には、相当額を弁償していただきます。

（３）当ホテル諸施設において、当ホテルの責めに帰さない事由による事故、お客様の不注意による怪我、又はお客様が持ち込んだ動物や有毒植物等による被害が発生した場合は、当ホテルは一切責任を負わないものとします。

（４）お客様と当ホテルが経営しないテナント店舗又は事業者との間でトラブルが発生した場合は、当ホテルは一切責任を負わないものとします。

（５）自然災害の発生、大規模障害、感染症の蔓延、施設の故障などの不測の事態、或いは国、地方自治体などの命令または指示、その他不可抗力の事由などやむを得ない事由により当ホテル諸施設をご利用いただけない場合がございます。

１１．規則の変更

本規則は、民法上の定型約款に該当しております。本規則の条項の変更がお客様の一般の利益に適合すると認められる場合、又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合は、民法の規定に基づき変更いたします。本規則の変更後の内容は、当ホテルの公式ウェブサイトで公表し、当該ページに定める効力発生日より適用されるものとします。

１２．分離可能性

本規則のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合でも、無効又は執行不能と判断された条項又はその一部を除き、その余の規定は継続して完全に効力を有するものといたします。本規則の規定の一部が、一部のお客様との契約において無効又は執行不能と判断されたとしても、当該客以外のお客様との契約における本規則の有効性及び執行可能性に対しては何ら影響を与えないものとします。

１３．支配する言語

本規則は日本語と英語で記述されていますが、日本語と英語の記述の間に解釈上の不一致または相違があるときは、全て日本語によるものを優先します。

１４． 裁判管轄及び準拠法

本規則に基づく利用契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、当社(当ホテル)の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本の法令に従って解決されるものとします。

１５．規則の有効

本規則は、日本標準時 2021 年(令和 3 年)3 月 1 日より有効といたします。